

4 都市計画法上の制限等

事業地内において、

土地・建築等の制限（都市計画法第 65 条）

事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物の建築、その他工作物の建設等を行う時には、沼津市長の許可を受けなければなりません。

先買い権の発生（都市計画法第 67 条）

土地・建物を有償で譲り渡そうとする時は、予定価格や譲り渡そうとする相手方などを静岡県知事（新貨物駅については沼津市長）に届け出なければなりません。

5 用地、建物等補償の進め方（沼津駅周辺土地区画整理事業の区域外に適用）



6 収用等に伴う税の特例（沼津駅周辺土地区画整理事業の区域外に適用）

公共事業に協力いただくと、租税特別措置法に基づく税制上の優遇措置を受けることができます。

事業用地を譲渡した場合の特別控除（いずれか）

- ・ 買取申出後 6 ヶ月以内に契約が成立すると、譲渡所得について最高 5000 万円の特別控除。
- ・ 補償金で代替資産を取得した場合は、代替資産に充てた分については課税されない。

代替地を譲渡した場合の特別控除

- ・ 事業用地を譲渡された方の代替地として、その土地をご提供くださる方に対しては、1500 万円の特別控除。